

# 組合だより

【 第343号 令和5年1月 日本羊腸輸入組合 】

## 松永理事長新年御挨拶

令和5年新春にあたり、日本羊腸輸入組合の皆様へ新年のお祝いを申し上げます。新年明けましておめでとうございます。本年も皆様のご健康とご多幸を心より祈念申し上げます。

2019年末に最初の感染者が中国で確認され、瞬く間にパンデミックとなった新型コロナウイルスですが、すでに3年が経過し、ワクチンや治療薬の開発が進んだこともあり多くの国々では現在は第二フェーズのWith コロナの生活を確立しつつあります。今後も基本的な感染対策をしつつ、経済の回復を願うばかりです。

さて、国内のソーセージ需要は引き続き堅調であり、消費者の生活に欠かすことのできない商品であることを大変喜ばしく思うと同時に安心安全な天然腸の輸入の責任を重く受け止める次第です。他方、世界的な気候変動、紛争、経済動向などによる影響は軽微でなく、殆どの原料を輸入に頼る日本は、円安の影響もあり、大変な苦境に立たされていることも事実です。昨年メディアでも取り上げられたように世界の人口は80億人を突破しました。特にアジア地域の増加は著しく、その胃袋を支える食料需給は大きな課題です。隣国中国でも年々ソーセージの需要は拡大しており、個人所得が増加する中、質、良、価格ともに上昇傾向にあります。

昨年の中国市場の原腸価格の上昇と元レートの動向は日本の天然腸輸入業界にとって欧米勢等の調達競争に大きな影響をもたらしましたが、さらに、世界の天然腸業界は一大原産国である中国の今後の天然腸需要を見守っています。

天然腸を使用したソーセージは日本の食文化に欠かすことのできないものです。天然腸貿易は高い専門性が必要とされ、今後も目まぐるしく変化する状況に、世界市場、関係官庁、関係者との情報交換が肝要です。組合員及び関係者の皆様の益々の発展と御健勝を祈念いたしますと共に、引き続き、重要な役割を担っている当組合事業のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 理事会等

○12月は、理事会等の開催はありませんでした。

## 事務局

### ○組合員関連

- ・天然腸輸入報告統計協力11社に対し、令和4年11月分の結果報告と令和4年12月分の報告依頼を行いました。

### ○関係機関関連

- ・経済産業省農水産室を訪問し、現在の当組合業務状況の報告と共に定款に関する問い合わせを行いました。
- ・農林水産省国際衛生対策室及び厚生労働省食品監視安全課を訪問し、組合業務や天然羊腸の輸入に関する事項等の意見交換を行いました。
- ・動物検疫所を訪問し、天然腸輸入検疫に関する意見交換を行いました。

### ○その他

- ・顧問公認会計士による会計監査が行われました。
- ・INSCA会費を納付しました。

## 統計

\*統計の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

### 【財務省貿易統計】

令和4年11月の天然ケーシング輸入量は、次のとおりです。

- ・総輸入量 374.9t(前月比+ 125.9t、150.5%/前年同月比△ 11.4t、 97.0%)
- ・中国原産 279.0t( // + 120.4t、175.9%/ // + 46.1t、119.8%)
- ・豪州原産 23.0t( // △ 9.2t、71.5%/ // + 2.2t、110.6%)
- ・NZ原産 51.5t( // + 13.4t、135.1%/ // △ 64.6t、44.4%)

### 【ソーセージ生産量（日本ハム・ソーセージ工業協同組合調べ）】

令和4年11月のソーセージ生産量は、次のとおりです。

- ・ソーセージ類合計生産 : 28,189.3 トン (前年同月比 : 97.6%)
- ・ウィンナーソーセージ : 20,892.4 トン ( // : 99.2%)
- ・フランクフルトソーセージ : 2,690.2 トン ( // : 88.8%)

## HP 更新内容（統計関係を除く）

\* 更新内容の詳細は組合ホームページで御確認下さい。

- 年末年始の休業について(事務局からのお知らせ)
- 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」について（厚生労働省からの周知依頼）
- 「令和4年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）」について（厚生労働省からの周知依頼）

## 参考情報・お知らせ

### ○賀詞交歓会開催

ご案内していました令和5年の賀詞交歓会を予定通り1月18日に開催いたします。3年ぶりになりますが、参加される皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の御協力と共に、ご都合等で参加を見送られた皆様には次の機会にお会いできることを楽しみにしています。

### ○国土交通省から、大雪時の立ち往生防止対策について周知依頼がありました。特に荷主事業者におかれましては、前シーズンに引き続き以下の事項についてご協力をお願いいたします。

- ・ 大雪などの異常気象による突発的な事象により運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めること。
- ・ 大雪などの異常気象により運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただくこと。

今後の主な予定

—令和5年—

- 1月18日(水) 令和4年度第4回理事会・賀詞交歓会
- 2～3月 共通利益増進WG
- 4月19日(水) 令和4年度第5回理事会
- 5月26日(金) 第60回通常総会
- "        令和5年度第1回理事会

以上